

当初 変更

工事執行機関 只見線管理事務所

入 札（ 見 積 ） 執 行 調 書
入 札（ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	令和7年9月16日
工事番号	25-16180-0002	工 事 名	只見線坂瀬川橋りょう塗装工事	着工	令和7年9月16日
入札執行年月日	令和7年8月22日	発注種別	塗装工事	完成	令和8年2月28日
審 議 番 号	公所		本庁		
路線・河川名	JR只見線			予 定 価 格	61,155,600
工事箇所 自	大沼郡金山町本名地内（坂瀬川橋りょう）			最低制限価格	-
至				調査基準価格	-
工 事 概 要	只見線坂瀬川りょう塗装工事 一式			（予定価格に占める 法定福利費概算額）	-

業 者 コード 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
100000342 株式会社J-BISメンテナンス東北支店	宮城県 仙台市青葉区一番町2-2-13		
	(1) 54,539,000	(2)	59,992,900
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

【随意契約とする理由】

本工事は、只見線坂瀬川橋りょうの橋桁塗装工事であり、営業線建築限界内での作業となることから、鉄道営業法及び関係法令に準じて保安体制、連絡体制、作業方法等の厳しい制約を受けるため、営業線建築限界内での業務に精通し、且つ関係規程を熟知していることが求められる。また、只見線はJR東日本による運行となることから、JR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システム（設備管理システム、競合調整把握システム、見張りダイヤシステム）を導入して業務を行う必要がある。

このため、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

【見積りの相手方を選定した理由】

(株)J-BISメンテナンスは、鉄道橋の橋桁塗装工事に精通し、なお且つJR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システムを導入しており、保安体制、連絡体制の構築及び本工事が施工可能な唯一の会社であるため。

※工事管理者(在来線)、列車見張員等

このことから、福島県財務規則269条第1項及び同規則施行通達269条関係第1項第2号の規定により、単独見積とした。

変更契約の内容

変 更 契 約 年 月 日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変 更 後 の 契 約 金 額	
変更契約をする理由 □ 1 現場精査による数量増（減） □ 2 （ ）工事追加による増額 □ 3 その他（ ）	